

重点施策計画の策定について(案)

1 重点施策計画の策定及び検討組織について

現行の「神戸 2010 ビジョン」の目標年次が本年 2010 度末に到来することに伴い、新たに 2015 年度を目標年次とする実行計画である「重点施策計画」を策定する。

策定にあたっては、神戸市総合基本計画審議会に、重点施策計画の策定に向けて専門的に検討を行う部会を新たに設置し、その検討結果を総会に諮るものとする。

2 組織の構成

- (1) 検討組織 重点施策計画検討部会(仮称。以下、「検討部会」という。)
- (2) 検討事項 重点施策の検討及び重点施策計画の原案作成に係る事項
- (3) 構成委員 部会長及び構成委員は、神戸市総合基本計画審議会規則(※)に基づき、審議会会長が指名する。
- (4) その他 部会長は、その必要に応じて検討部会にワーキンググループを置いて作業を行うものとする。

3 検討スケジュール

- 平成 22 年 4 月 15 日 部会の設置(第3回総会)
- 平成 22 年 5 月中旬 第1回検討部会の開催
(その後、月1回程度開催)
- 平成 22 年 9 月頃 第4回総会にて検討部会から重点施策計画の策定状況の報告
- 平成 22 年 11 月頃 第5回総会にて検討部会から重点施策計画原案の提示、審議
- 平成 22 年 11 月 市民意見の募集(条例に基づく、1ヶ月間)
～12月頃
- 平成 23 年 2 月頃 次期基本計画(案)の確定

※参考

神戸市総合基本計画審議会規則(抜粋)
(組織)

第3条

2 審議会は、その定めるところにより、次に掲げる組織を置くことができる。

(2) 総合基本計画について検討する部会

3 小委員会及び部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから、審議会の会長が指名する。
(部会長及び副部会長)

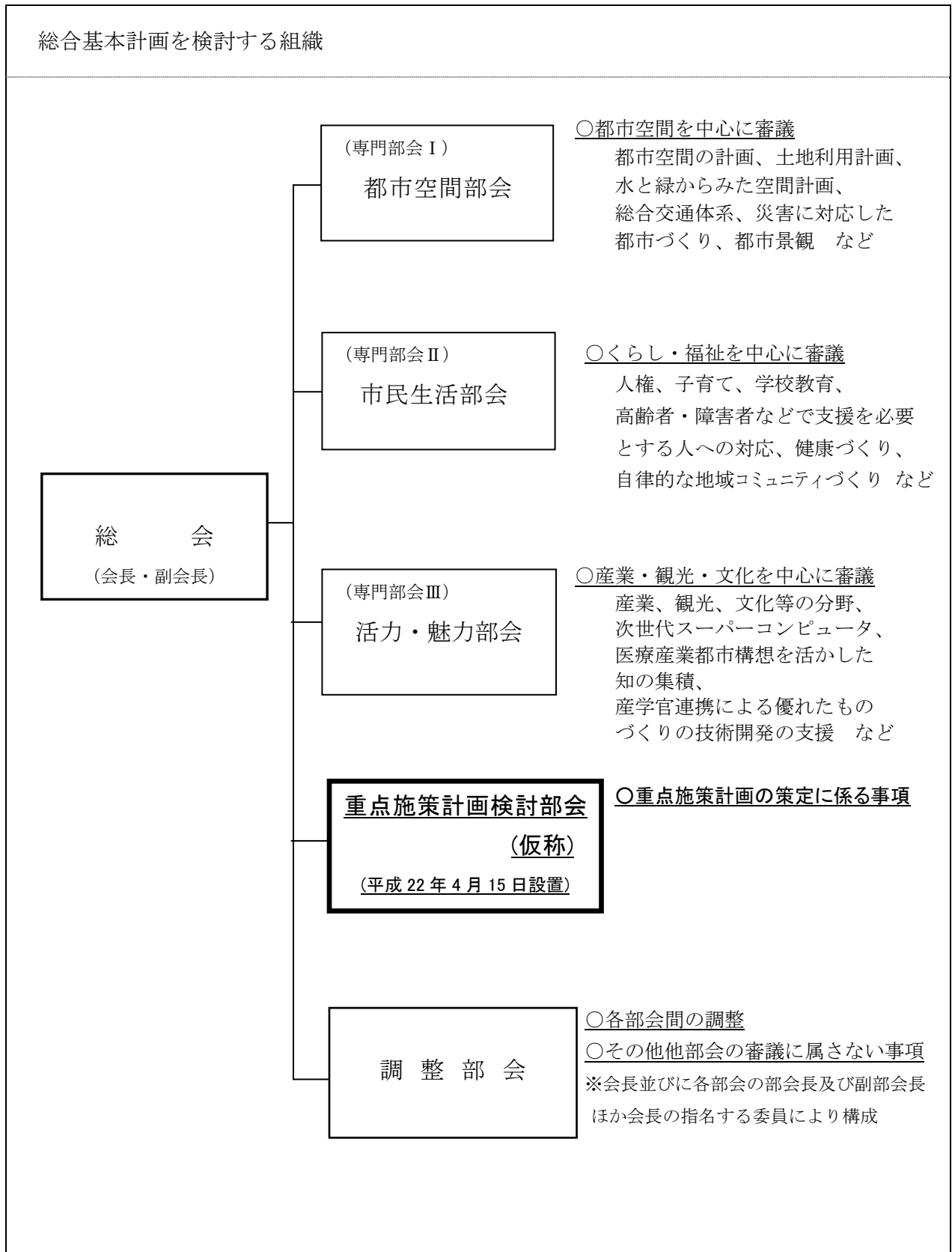
第7条 部会に、それぞれ部会長1名及び副部会長1名を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長の指名により定める。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務に当たる。

重点施策計画の検討に係る部会設置(案)



※審議状況に合わせ、適時、必要に応じて部会設置及びその構成委員（部会長・副部会長含む）の指名については会長の一任とする。（平成 21 年 7 月 27 日第 1 回総会）